

意見書案第2号

公立の義務教育諸学校の適正な教員数の
維持・確保を求める意見書について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和7年3月24日提出

東伊豆町議会議長 笠井 政明 様

提出者 東伊豆町議会議員

西塚孝男

賛成者 東伊豆町議会議員

小田 豪彦

鈴木伸和

棚山 雄雄

栗原京子

稲葉 義仁

内山 慎一

村木 脩

定居利子

須江 浩一

公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書

令和２年に改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の附帯決議に基づき文部科学省が実施した教員勤務実態調査によると、教員の長時間勤務について一定程度の改善は見られるものの、依然として歯止めがかからない状況にあり、時間外勤務の削減や業務量の軽減など働き方改革のさらなる推進が求められる。また、教員のそうした職場環境が影響し、平成１２年度に１３．３倍であった全国の教員の採用倍率は、令和５年度に３．４倍と年々低下している。

このように、教員不足が全国的な問題となる中、静岡県内においても定数未配置の学校が存在しており、教員の人材確保は喫緊の課題である。とりわけ、今後の教育界を支える志ある優れた人材を確保していく必要がある、そのためには教員の働き方改革等を進め、子供たちが教員の仕事に魅力を感じるようにする必要がある。

よって国においては、公立の義務教育諸学校の適正教員数を維持・確保していくため、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- １ 校務のＤＸによる業務効率化や業務内容の見直しを進めるなど、さらなる働き方改革の推進を強力に支援すること。
- ２ 教職調整額を直ちに引き上げるとともに、時間外勤務を抑制するための法整備を進めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

殿

静岡県東伊豆町議会

公立の義務教育諸学校の適正な教員数の
維持・確保を求める意見書
送付先一覧

国会及び関係行政庁

役職	氏名	郵便番号	住所
衆議院議長	額賀福志郎	100-0014	東京都千代田区永田町 1-7-1
参議院議長	関口昌一	100-0014	東京都千代田区永田町 1-7-1
内閣総理大臣	石破茂	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1
文部科学大臣	阿部俊子	100-8959	東京都千代田区霞が関 3-2-2